

平成31年度 第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（詳細版）

1 日 時 平成31年4月17日（水） 14時00分～15時30分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長	波岡 和昭	((株)街NAMI 代表取締役)
特別委員	島野 治人	((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員	谷 昌幸	(帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学地域未来デザイン工学科 助教)
特別委員	金子 ゆかり	(有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	森越 愛
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	浅野 直幸
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	義煎 航平
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	杉本 大輔
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	武村 耕樹
根室振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	西村 日出人
根室振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	長尾 知幸

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「スーパーアークス釧路店」（釧路市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「スーパーアークス釧路店」の法第5条第1項（新設）の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 国道38号線西側からの来客車両の出庫について

当初届出書において、最終アクセス方向2（国道西側）からの来客自動車についてすべて出入口④から出庫することとなっていたが、西側への出庫車両も一定数発生するものとして、出入口①から出庫した場合について再検証を行った。

結果、それぞれの出庫割合は約50%程度と想定され、各交差点における交通容量には十分な余裕があり混雑は発生しないことを確認。

- ・ 近隣幼稚園児等の状況・安全対策について（鳥取2号公園からの飛び出し等）

近隣幼稚園に聞き取りを行ったところ、公園を利用する頻度は高いものの、十分な

注意を図っており、周辺道路への飛び出し事故などは一度も発生したことはなく、周辺道路の交通量についても非常に少ないことを確認。

また、開店後においても適宜幼稚園との情報交換を行うとともに、「幼児、歩行者注意」などの交通安全を喚起する看板等の設置を行うことを確認。

・ 景観（植栽）について

当初の計画では、駐車場と歩道の間は芝張等の植栽を設置する予定だったが、建設費の高騰や職人不足が深刻化しており、歩道の境目は「空き地」とし、芝張は行わず、チェーンバリカの設置により安全確保を図ることを確認。

イ 質疑、発言

(部会長)

- ・ 届出書は再検討をした結果を反映させた内容に修正となるのか。

(事務局)

- ・ 再検討結果を審議資料として、追加させていただく。

(委員 A)

- ・ 出入口①付近の交通量は殆ど無いと説明されていたが、店舗周辺には日本製紙アイスアリーナがあり、イベント開催時には大混雑が発生する。そういった状況は理解されているか。

(事務局)

- ・ イベント開催時に現地確認済み。意見されたとおり周辺は混雑していたものの、敷地一体が日本製紙所有であることから、周辺施設出入口には交通誘導員を設置し対応していた。

(委員 A)

- ・ そういった(イベント開催時には混雑があるものの、通常時は問題ない)説明が必要。

(部会長)

- ・ 今後はリスクや対応策を明確にした上で説明をお願いしたい。

(委員 B)

- ・ 将来、隣接地に大型店舗ができるということを考慮した駐車場の作りにして欲しい。
- ・ 出入り口④については、大型スーパーが建設されている間は、通ることができるのか。将来的にはどのような経路となるのか。

(事務局)

- ・ 事業者伝える。出入り口④については、閉鎖はせず経路を作り通していく予定。将来的には直線の経路となる。

(委員 C)

- ・ 工事期間中、工事車両と来客車両が交差するようなことはないか。

(事務局)

- ・ 交差するようなことは無い。別々の経路となるため問題無いものとする。

(部会長)

- ・ その他、各委員からの意見もないので、当部会として意見を述べる必要がないことで決定し、別紙のとおり答申することによいか。

(全員)

- ・ 異議なし。

(部会長)

- ・ 別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 「ツルハドラッグ北見美芳東店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

(主な質疑)

- ・ 搬入車両の動き方(動線)について
- ・ 冬季堆雪場所について
- ・ 出入口①の設置に関する考え方について
- ・ 来客自動車台数の予測について

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり